

# 商品概要説明書－遺産整理業務＜相続手続代行サービス＞－

2021年4月1日現在

項目	内容																		
1. 商品名	遺産整理業務＜相続手続代行サービス＞																		
2. ご利用者	どなたでもご利用いただけます。																		
3. サービス内容	<p>ご相続人全員と委任契約を締結することにより、ご相続人に代わって遺産相続手続の事務を行ないます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(1) しくみ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相続人 (お申込人)</div> <div style="text-align: center;"> <p>①事前のご相談 →</p> <p>← ②委任契約の締結</p> <p>← ③相続財産の調査</p> <p>← ④相続財産目録の交付</p> <p>→ ⑤遺産分割協議書</p> <p>← ⑥相続手続の実施・財産のお引渡し</p> <p>← ⑦遺産整理業務終了報告</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関西みらい銀行 (受任者)</div> </div> </div> <p>※受任者は、受任事務の一部を第三者に委託しております。</p>																		
4. 手数料	<p>ご相続人全員との間で締結した「遺産整理に関する委任契約書」の規定にて定めた額を申し受けます。具体的に次のとおりです。</p> <p>次の(1)の金額または(2)の金額のいずれか大きい金額</p> <p>(1) 遺産整理対象資産のうち、不動産については本業務における所有権の移転登記申請時の登録免許税の課税標準(※1)を基準とし、不動産を除く資産は相続税法および「財産評価基本通達」による相続財産評価額(各種特例の適用前)を基準として、その合計額(債務差引前)に以下の割合を乗じて計算した額の合計金額</p> <p>①りそなグループの各銀行(株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行、株式会社りそな銀行および株式会社埼玉りそな銀行)のお預り資産(預金、信託受益権、投資信託、有価証券等)については一律0.330%(税抜き0.3%)</p> <p>②りそなグループ以外の信託代理店でお申込みの場合は上記に加え当該信託代理店のお預り資産については一律0.330%(税抜き0.3%)</p> <p>③上記①、②を除くその他の財産については</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">5千万円以下の部分……………</td> <td style="text-align: right;">2.200%</td> <td style="text-align: right;">( 税抜き 2.0% )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5千万円超 1億円以下の部分…</td> <td style="text-align: right;">1.650%</td> <td style="text-align: right;">( 税抜き 1.5% )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1億円超 3億円以下の部分…</td> <td style="text-align: right;">1.100%</td> <td style="text-align: right;">( 税抜き 1.0% )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3億円超の部分……………</td> <td style="text-align: right;">0.550%</td> <td style="text-align: right;">( 税抜き 0.5% )</td> </tr> </table> <p>(2) 最低報酬額 1,100,000円(税抜き 1,000,000円)</p> <p>※1 登録免許税の課税標準となる「不動産の価額」は、市町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。固定資産課税台帳の価格がない場合は、登記官が認定した価額です。</p> <p>全ての業務が終了する以前に「遺産整理に関する委任契約書」の規定に基づき終了した場合、次の額による手数料を申し受けます。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">財産目録等の報告前のとき……………</td> <td style="text-align: right;">550,000円 (税抜き 500,000円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">財産目録等の報告後のとき……………</td> <td style="text-align: right;">上記手数料の 50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">名義書換、引渡途中のとき……………</td> <td style="text-align: right;">上記手数料の 70%</td> </tr> </table>	5千万円以下の部分……………	2.200%	( 税抜き 2.0% )	5千万円超 1億円以下の部分…	1.650%	( 税抜き 1.5% )	1億円超 3億円以下の部分…	1.100%	( 税抜き 1.0% )	3億円超の部分……………	0.550%	( 税抜き 0.5% )	財産目録等の報告前のとき……………	550,000円 (税抜き 500,000円)	財産目録等の報告後のとき……………	上記手数料の 50%	名義書換、引渡途中のとき……………	上記手数料の 70%
5千万円以下の部分……………	2.200%	( 税抜き 2.0% )																	
5千万円超 1億円以下の部分…	1.650%	( 税抜き 1.5% )																	
1億円超 3億円以下の部分…	1.100%	( 税抜き 1.0% )																	
3億円超の部分……………	0.550%	( 税抜き 0.5% )																	
財産目録等の報告前のとき……………	550,000円 (税抜き 500,000円)																		
財産目録等の報告後のとき……………	上記手数料の 50%																		
名義書換、引渡途中のとき……………	上記手数料の 70%																		
5. 指定紛争解決機関の名称	<p>当社が契約している指定紛争解決機関</p> <p>一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所</p> <p>電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988</p>																		

## 商品概要説明書－遺産整理業務＜相続手続代行サービス＞－

6. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● このサービスは、ご相続人全員から委任契約を受けることができ、遺産整理業務を遂行する上でご相続人のご協力が得られることを前提といたします。</li><li>● 通常の業務終了のケース以外に、「遺産整理に関する委任契約書」の規定に基づき、以下の場合にも終了する場合があります。<ul style="list-style-type: none"><li>① 相続開始後8ヶ月を経過する日までに遺産分割協議が調わないとき</li><li>② 受任者において遺産分割手続きの実施に著しい時間または費用を要すると判断したとき</li><li>③ その他受任者において本契約の遂行が困難と判断したとき</li></ul></li><li>● 当社は、遺産分割に関するご相続人間の調整・調停等を行いません。</li><li>● 審査により、お申込の意にそえない場合がございます。</li></ul>
-----------------	---